

沖縄県と国立大学法人琉球大学との包括連携・協力に関する協定書

(連絡調整窓口)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、双方に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、甲及び乙のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

(その他)

第8条 本協定締結の前になされたもので、甲及び乙において個別分野での連携・協力をやっている事項については、本協定に基づくものとみなす。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年9月14日

甲 沖縄県知事

翁 あい 壱志
沖縄県知事

2 前項各号の分野において連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、別途定める。

(意見交換)

第3条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

乙 国立大学法人琉球大学長

大城
琉球大学